

マンションプラス電話サービス契約約款

平成30年12月1日

KDDI株式会社

目 次

第1章	総則
第1条	約款の適用
第2条	約款の変更
第3条	用語の定義
第4条	音声通信以外の通信の取扱い
第5条	外国における取扱制限
第2章	マンションプラス電話サービスの種類
第6条	マンションプラス電話サービスの種類
第3章	マンションプラス電話サービスの提供区間等
第7条	マンションプラス電話サービスの提供区間等
第4章	一般マンションプラス電話契約
第8条	契約の単位
第9条	一般マンションプラス電話契約申込の方法
第10条	一般マンションプラス電話契約申込の承諾
第11条	マンションプラス電話利用回線の終端
第12条	マンションプラス電話利用回線の収容
第13条	一般マンションプラス電話契約者が行う一般マンションプラス電話契約の解除
第14条	破産等による一般マンションプラス電話契約の解除
第15条	当社が行う一般マンションプラス電話契約の解除
第16条	一般マンションプラス電話契約に基づく権利の譲渡の禁止
第17条	電気通信番号
第18条	電気通信番号の変更
第19条	その他の提供条件
第5章	特別マンションプラス電話契約
第20条	特別マンションプラス電話契約申込の方法
第21条	特別マンションプラス電話契約申込の承諾
第22条	特定事業者の契約約款による制約
第23条	特定電話契約の解除等に伴う特別マンションプラス電話契約の取扱い
第24条	電気通信番号
第25条	電気通信番号の変更
第26条	その他の提供条件
第6章	緊急通報用マンションプラス電話契約
第27条	緊急通報用マンションプラス電話の提供
第28条	マンションプラス電話利用回線の終端
第29条	その他の提供条件
第7章	付加機能
第30条	付加機能の提供
第8章	利用中止等
第31条	マンションプラス電話サービスの利用中止
第32条	マンションプラス電話サービスの利用停止
第9章	通信

- 第1節 音声通信の区別等
 - 第33条 音声通信の区別等
- 第2節 通信利用の制限等
 - 第34条 通信利用の制限等
 - 第35条 通信時間等の制限
 - 第36条 非自動音声通信の種別及び接続の順位
 - 第37条 非自動音声通信における通信時間の制限
 - 第38条 非自動音声通信における音声通信の切断
 - 第39条 非常事態が発生した場合等における非自動音声通信の利用の制限
- 第3節 音声通信の品質
 - 第40条 音声通信の品質
- 第4節 当社又は協定事業者の契約約款等による制約
 - 第41条 当社又は協定事業者の契約約款等による制約
- 第5節 通信時間の測定等
 - 第42条 通信時間の測定等
- 第6節 発信電気通信番号通知
 - 第43条 発信電気通信番号等通知
- 第10章 料金等
 - 第1節 料金及び工事に関する費用
 - 第44条 料金及び工事に関する費用
 - 第2節 料金等の支払義務
 - 第45条 定額利用料の支払義務
 - 第46条 ユニバーサルサービス料の支払義務
 - 第47条 利用料の支払義務
 - 第48条 相互接続番号案内料の支払義務
 - 第49条 手続きに関する料金の支払義務
 - 第50条 工事費の支払義務
 - 第3節 料金の計算方法等
 - 第51条 料金の計算方法等
 - 第4節 割増金及び延滞利息
 - 第52条 割増金
 - 第53条 延滞利息
 - 第5節 他社接続音声通信の料金の取扱い
 - 第54条 他社接続音声通信の料金の取扱い
 - 第6節 協定事業者に係る債権の譲受等
 - 第55条 協定事業者に係る債権の譲受等
- 第11章 保守
 - 第56条 マンションプラス電話契約者の維持責任
 - 第57条 マンションプラス電話契約者の切分責任
 - 第58条 修理又は復旧の順位
- 第12章 損害賠償
 - 第59条 責任の制限
 - 第60条 免責
- 第13章 雑則
 - 第61条 承諾の限界

- 第62条 利用に係るマンションプラス電話契約者の義務
 - 第63条 利用上の制限
 - 第64条 マンションプラス電話契約者からのマンションプラス電話利用回線の設置場所の提供等
 - 第65条 マンションプラス電話契約者の氏名等の通知
 - 第66条 電話帳
 - 第67条 電話番号案内
 - 第68条 番号情報の提供
 - 第69条 相互接続番号案内
 - 第70条 協定事業者からの通知
 - 第71条 マンションプラス電話契約者に係る情報の利用
 - 第72条 協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行
 - 第73条 法令に関する規定
 - 第73条の2 提供条件書
 - 第74条 閲覧
- 第14章 附帯サービス
- 第75条 附帯サービス

別記

- 1 マンションプラス電話サービスの提供区間
- 2 マンションプラス電話契約者の地位の承継
- 3 マンションプラス電話契約者の氏名等の変更
- 4 マンションプラス電話契約者からのマンションプラス電話利用回線の設置場所の提供等
- 5 電話帳の普通掲載
- 6 電話帳の掲載省略
- 7 電話帳の重複掲載
- 8 緊急通報用マンションプラス電話の電気通信番号
- 9 自営端末設備の接続
- 10 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 11 自営電気通信設備の接続
- 12 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 13 当社の維持責任
- 14 天気予報サービス、時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス
- 15 音声通信明細書の発行
- 16 払込取扱票の発行等
- 16の2 窓口払込みの取扱い等
- 17 支払証明書の発行
- 18 解約時アナウンスの提供
- 19 新聞社等の基準

料金表

通則

- 第1 基本利用料
- 第2 付加機能利用料

- 第3 相互接続番号案内料
- 第4 手続きに関する料金及び工事費
- 第5 附帯サービスに関する料金等
- 第6 ユニバーサルサービス料

別表

外国又は特定衛星端末との音声通信に係る取扱地域等

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）の規定に基づき、この契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりマンションプラス電話サービス（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、マンションプラス電話サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 マンションプラス電話網	主として音声通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うために当社が設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 マンションプラス電話サービス	当社のマンションプラス電話網を使用して行う電気通信サービス
5 マンションプラス電話サービス取扱所	マンションプラス電話サービスに関する業務を行う当社の事業所
6 マンションプラス電話契約	一般マンションプラス電話契約、緊急通報用マンションプラス電話契約又は特別マンションプラス電話契約
7 マンションプラス電話契約者	一般マンションプラス電話契約者、緊急通報用マンションプラス電話契約者又は特別マンションプラス電話契約者
8 一般マンションプラス電話契約	当社から一般マンションプラス電話の提供を受けるための契約
9 一般マンションプラス	当社と一般マンションプラス電話契約を締結している者

電話契約者	
10 特別マンションプラス電話契約	当社から特別マンションプラス電話の提供を受けるための契約
11 特別マンションプラス電話契約者	当社と特別マンションプラス電話契約を締結している者
12 緊急通報用マンションプラス電話契約	当社から緊急通報用マンションプラス電話の提供を受けるための契約
13 緊急通報用マンションプラス電話契約者	当社と緊急通報用マンションプラス電話契約を締結している者
14 特定電話サービス（再販サービス）	一般マンションプラス電話を利用して提供される電気通信サービス（犯罪通報、出火報知又は人命救助に係る音声通信を行うために、同時に当社から特別マンションプラス電話の提供を受けることを要するものに限りま
15 特定電話契約	特定電話サービスの提供を受けるための契約
16 特定事業者	特定電話サービスを提供する電気通信事業者
17 アクセスポイント	マンションプラス電話網と当社の他の電気通信サービスに係る電気通信回線との接続点
18 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（事業法第33条第9項若しくは同条第10項又は第34条第4項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
19 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
20 携帯電話サービス	無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第一号に規定する携帯無線通信による電気通信サービス
21 PHSサービス	電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第六号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信による電気通信サービス
22 マンションプラス電話利用回線	マンションプラス電話サービスの提供のため、マンションプラス電話網とマンションプラス電話契約の申込者が指定する場所との間において、当社が設置し、又は卸電気通信役務（事業法第29条第1項第10号に定める卸電気通信役務をいいます。）の方法によって調達する電気通信回線
23 取扱所交換設備	電気通信回線を収容するためにマンションプラス電話サービス取扱所に設置される交換設備
24 音声通信	おおむね3kHzの帯域の音声を経路回線を通じて送り、又は受ける通信
25 他社接続音声通信	相互接続点を介してマンションプラス電話網と相互に接

	続する協定事業者の電気通信設備を利用して行う音声通信
26 音声チャネル	音声通信を行うための通信路
27 請求者	当社が提供するマンションプラス電話サービスに係る音声通信を行う者
28 対話者	請求者が当社の提供するマンションプラス電話サービスに係る音声通信を行おうとする相手
28の2 ケーブル陸揚局	複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所
28の3 船舶地球局	当社の海事衛星通信サービス契約約款に定める海事衛星通信を取り扱う船舶に設置された地球局
28の4 削除	削除
28の5 携帯移動地球局	当社の携帯移動衛星通信サービス契約約款に定める携帯移動衛星通信を取り扱うために設置された地球局
28の6 固定衛星地球局	複数地点間の電気通信のために用いられる衛星回線（当社が指定する人工衛星を経由して設定される電気通信回線をいいます。以下同じとします。）の設定に係る地球局であって、船舶地球局及び携帯移動地球局以外のもの
29 起算日	当社がマンションプラス電話契約ごとに定める毎月の一定の日
30 料金月	1の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間
31 端末設備	マンションプラス電話利用回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。以下同じとします。）又は同一の建物内であるもの
32 自営端末設備	マンションプラス電話契約者が設置する端末設備
33 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
34 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
35 ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金

（音声通信以外の通信の取扱い）

第4条 マンションプラス電話サービスを利用して行う音声通信以外の通信は、この約款に特段の定めがある場合を除き、これを音声通信とみなして取り扱います。

（外国における取扱制限）

第5条 マンションプラス電話サービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信

事業者（本邦外において電気通信サービスを提供する者をいいます。以下同じとします。）の定める契約約款等により制限されることがあります。

第2章 マンションプラス電話サービスの種類

(マンションプラス電話サービスの種類)

第6条 マンションプラス電話サービスには、次の種類があります。

一般マンションプラス電話	特別マンションプラス電話及び緊急通報用マンションプラス電話以外のマンションプラス電話サービス
特別マンションプラス電話	専ら音声通信（犯罪通報、出火報知又は人命救助に係るものに限ります。）の発信のために提供するマンションプラス電話サービス
緊急通報用マンションプラス電話	専らマンションプラス電話利用回線からの音声通信（犯罪通報、出火報知又は人命救助に係るものに限ります。）又は第43条（発信電気通信番号等通知）に定める発信電気通信番号等の通知の着信のために提供するマンションプラス電話サービス

第3章 マンションプラス電話サービスの提供区間等

(マンションプラス電話サービスの提供区間等)

第7条 当社のマンションプラス電話サービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

2 当社は、マンションプラス電話サービスのサービス提供地域を当社の指定するホームページに掲載します。

第4章 一般マンションプラス電話契約

(契約の単位)

第8条 当社は、1の音声チャンネルごとに1のマンションプラス電話契約を締結します。この場合において、一般マンションプラス電話契約者は、1の一般マンションプラス電話契約につき1人に限ります。

(一般マンションプラス電話契約申込の方法)

第9条 一般マンションプラス電話契約の申込みをするときは、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行うマンションプラス電話サービス取扱所に申し出ていただきます。

(一般マンションプラス電話契約申込の承諾)

第10条 当社は、一般マンションプラス電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その一般マンションプラス電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) マンションプラス電話利用回線を設置し、若しくは調達し、又は保守することが困難なとき。
- (2) 一般マンションプラス電話契約の申込みをした者が一般マンションプラス電話に係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 一般マンションプラス電話契約の申込みをした者が第32条（マンションプラス電話サービスの利用停止）の規定により一般マンションプラス電話の利用停止をされている、又は当社が行う一般マンションプラス電話契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) 一般マンションプラス電話契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (5) 第62条（利用に係るマンションプラス電話契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(マンションプラス電話利用回線の終端)

第11条 当社は、一般マンションプラス電話契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社又は協定事業者の線路から原則として最短距離の地点をマンションプラス電話利用回線の終端とします。

2 前項の地点は、マンションプラス電話契約者との協議により当社が定めます。

(マンションプラス電話利用回線の収容)

第12条 マンションプラス電話利用回線は、そのマンションプラス電話利用回線の終端のある場所に基つき当社が指定するマンションプラス電話サービス取扱所に収容します。この場合、当社は、通常の経路以外の経路により設置する異経路の扱いは行いません。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、マンションプラス電話利用回線を収容するマンションプラス電話サービス取扱所を変更することがあります。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第58条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、マンションプラス電話サービス取扱所を変更することがあります。

(一般マンションプラス電話契約者が行う一般マンションプラス電話契約の解除)

第13条 一般マンションプラス電話契約者は、一般マンションプラス電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを契約事務を行うマンションプラス電話サービス取扱所に通知していただきます。

(破産等による一般マンションプラス電話契約の解除)

第14条 当社は、一般マンションプラス電話契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその一般マンションプラス電話契約を解除します。

(当社が行う一般マンションプラス電話契約の解除)

第15条 当社は、第32条(マンションプラス電話サービスの利用停止)の規定により利用停止をされた一般マンションプラス電話契約者がなおその事実を解消しない場合は、その一般マンションプラス電話契約を解除することがあります。

- 2 当社は、一般マンションプラス電話契約者が第32条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、一般マンションプラス電話の利用停止をしないでその一般マンションプラス電話契約を解除することがあります。
- 3 当社は、当社又はマンションプラス電話契約者の責に帰すべからざる事由によりマンションプラス電話サービスに係る電気通信設備の変更を余儀なくされ、一般マンションプラス電話の継続が困難となったときには、その一般マンションプラス電話契約を解除することがあります。
- 4 当社は、一般マンションプラス電話契約のマンションプラス電話利用回線に係る特定電話契約について、契約の解除があったとき、当該一般マンションプラス電話契約を解除します。
- 5 当社は、第1項から第4項までの規定により、その一般マンションプラス電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを一般マンションプラス電話契約者に通知します。

(一般マンションプラス電話契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第16条 一般マンションプラス電話契約者が一般マンションプラス電話契約に基づいて一般マンションプラス電話の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(電気通信番号)

第17条 一般マンションプラス電話(特定事業者の特定電話サービスの用に供するものを除きます。)の電気通信番号は、1の一般マンションプラス電話利用回線ごとに、番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を当社が定めます。

- 2 当社は、次条の規定によるほか、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、一般マンションプラス電話に係る電気通信番号を変更することがあります。
- 3 当社は、前項の規定により、一般マンションプラス電話に係る電気通信番号を変更する場合には、あらかじめそのことを一般マンションプラス電話契約者に通知します。
- 4 当社は、その一般マンションプラス電話が特定事業者の特定電話サービスの用に供されるものである場合、この約款に特段の定めがある場合を除き、第24条(電気通信番号)に基づき定めたそのマンションプラス電話利用回線に係る特別マンションプラス電話の電気

通信番号（第25条（電気通信番号の変更）に基づく電気通信番号の変更があったときは、変更後のものに限ります。）を、その一般マンションプラス電話の電気通信番号とみなしてこの約款の規定を適用します。

（電気通信番号の変更）

第18条 一般マンションプラス電話契約者（特定事業者を除きます。）は、その一般マンションプラス電話に係る電気通信番号を変更することができます。この場合、当該一般マンションプラス電話契約者は、当社所定の書面を契約事務を行うマンションプラス電話サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、その請求を承諾します。

（注）当社は、本条の規定によるほか、第58条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、その一般マンションプラス電話契約者に係る電気通信番号を変更することがあります。

（その他の提供条件）

第19条 当社は、一般マンションプラス電話契約者から請求があったときは、マンションプラス電話利用回線の利用の一時中断（そのマンションプラス電話利用回線及び電気通信番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

2 当社は、一般マンションプラス電話契約者が当社に支払うべきマンションプラス電話サービス等の料金の累積額（既に当社に支払われた金額を除きます。）について、次のいずれかに該当する場合は、限度額（以下本項において「利用限度額」といいます。）を定めることがあります。

（1）過去の利用実績に照らし、著しく利用が増加し又は増加することが予想される者

（2）マンションプラス電話サービス等の料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある者

3 前項の規定にもとづいて利用限度額を設定した場合、当社はマンションプラス電話契約者にその利用限度額を通知します。この場合、マンションプラス電話契約者の住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 利用限度額は、当社が別に定める額とします。

5 当社は、第2項に定めるマンションプラス電話サービス等の料金の累積額が利用限度額を超えたときは、一般マンションプラス電話契約者にマンションプラス電話サービス等の提供を行わないことがあります。

6 一般マンションプラス電話契約者は、第2項の規定により利用限度額を設定された場合であっても、利用限度額を超える部分の料金等の支払いについて、第47条（利用料の支払い義務）第1項の規定の適用を免れるものではありません。

7 第3項に定める事由に該当する場合であって、当社が必要と認めるときはマンションプラス電話契約者本人であることを証明する書類を提示していただきます。

8 特別マンションプラス電話契約者は、一般マンションプラス電話利用回線の移転の請求をすることはできません。この場合、一般マンションプラス電話契約者は、第13条（一般マンションプラス電話契約者が行う一般マンションプラス電話契約の解除）の定めにより一般マンションプラス電話契約を解除した上で新たに一般マンションプラス電話契約を申込んでいただきます。一般マンションプラス電話契約に係るその他の提供条件については

、当社が別に定めるところによります。

(注) 第4項に規定する利用限度額として、当社が別に定める額は、5万円とします。

第5章 特別マンションプラス電話契約

(特別マンションプラス電話契約申込の方法)

第20条 特別マンションプラス電話契約の申込みをするときは、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行うマンションプラス電話サービス取扱所に申し出ていただきます。

2 前項の申込みを行った者は、当社が特別マンションプラス電話契約を締結するために必要な氏名、住所及び電話番号等を、当社がそのマンションプラス電話利用回線に係る特定事業者から通知を受けることについて同意していただきます。

(特別マンションプラス電話契約申込の承諾)

第21条 当社は、特別マンションプラス電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その特別マンションプラス電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 特別マンションプラス電話契約の申込をした者が特定電話契約を締結している者と同じでないとき。

(2) マンションプラス電話利用回線を設置し、若しくは調達し、又は保守することが困難なとき。

(3) 特別マンションプラス電話契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

(4) 特別マンションプラス電話契約の申込みをした者が、特定事業者にて特定電話契約の申込みを行わないとき、又は特定電話契約の申込みに対して特定事業者の承諾が得られないとき。

(5) 第62条（利用に係るマンションプラス電話契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(特定事業者の契約約款による制約)

第22条 特別マンションプラス電話契約者は、特定事業者の契約約款の定めるところにより、その特別マンションプラス電話契約に係る特定電話サービスを利用することができない場合においては、特別マンションプラス電話サービスを利用することができないことがあります。

(特定電話契約の解除等に伴う特別マンションプラス電話契約の取扱い)

第23条 当社は、特別マンションプラス電話契約のマンションプラス電話利用回線に係る特定電話契約について、契約の解除があったとき、当該特別マンションプラス電話契約を解除します。

2 当社は、前項の規定により、その特別マンションプラス電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを特別マンションプラス電話契約者に通知します。

(電気通信番号)

第24条 特別マンションプラス電話に係る電気通信番号は、1の特別マンションプラス電話契約ごとに、番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を当社が定めます。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、特別マンションプラ

ス電話に係る電気通信番号を変更することがあります。

- 3 当社は、前項の規定により、特別マンションプラス電話に係る電気通信番号を変更する場合には、あらかじめそのことを特別マンションプラス電話契約者及び特定事業者（当該特別マンションプラス電話のマンションプラス電話利用回線に係る特定電話契約を提供する者に限ります。）に通知します。

（電気通信番号の変更）

第25条 特別マンションプラス電話契約者は、その特別マンションプラス電話契約者に係る電気通信番号を変更しようとするときは、当社所定の書面を契約事務を行うマンションプラス電話サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、その請求を承諾します。

（注）当社は、本条の規定によるほか、第58条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、その特別マンションプラス電話契約者に係る電気通信番号を変更することがあります。

（その他の提供条件）

第26条 当社は、特別マンションプラス電話契約者から請求があったときは、マンションプラス電話利用回線の利用の一時中断を行います。

- 2 契約の単位、マンションプラス電話利用回線の終端、マンションプラス電話利用回線の收容、特別マンションプラス電話契約者が行う特別マンションプラス電話契約の解除、破産等による特別マンションプラス電話契約の解除、当社が行う特別マンションプラス電話契約の解除及び特別マンションプラス電話契約に基づく権利の譲渡の禁止については、一般マンションプラス電話契約の場合に準じて取り扱います。
- 3 特別マンションプラス電話契約者は、マンションプラス電話利用回線の移転の請求をすることはできません。この場合、特別マンションプラス電話契約者は、第13条（一般マンションプラス電話契約者が行う一般マンションプラス電話契約の解除）を引用する前項の規定に基づき、特別マンションプラス電話契約を解除した上で新たに特別マンションプラス電話契約を申し込んでいただきます。
- 4 特別マンションプラス電話契約に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

第6章 緊急通報用マンションプラス電話契約

(緊急通報用マンションプラス電話の提供)

第27条 当社は、消防機関から請求があったときは、消防機関と協議し、その必要が認められ、かつ可能な範囲で緊急通報用マンションプラス電話の提供を行います。

(マンションプラス電話利用回線の終端)

第28条 当社は、緊急通報用マンションプラス電話契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離の地点をマンションプラス電話利用回線の終端とします。

2 前項の地点は、緊急通報用マンションプラス電話契約者との協議により当社が定めます。

(その他の提供条件)

第29条 マンションプラス電話利用回線の收容、緊急通報用マンションプラス電話契約者が行う緊急通報用マンションプラス電話契約の解除、当社が行う緊急通報用マンションプラス電話契約の解除又は緊急通報用マンションプラス電話契約に基づく権利の譲渡の禁止については、一般マンションプラス電話契約の場合に準じて取り扱います。

2 前項に規定するほか、緊急通報用マンションプラス電話契約に係るその他の提供条件については、別に定めるところによります。

第7章 付加機能

(付加機能の提供)

第30条 当社は、マンションプラス電話契約者（緊急通報用マンションプラス電話契約者を除きます。以下本章において同じとします。）から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表第2（付加機能利用料）に定めるところにより、付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求したマンションプラス電話契約者がマンションプラス電話サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供を請求したマンションプラス電話契約者が第32条（マンションプラス電話サービスの利用停止）の規定によりマンションプラス電話サービスの利用停止をされているとき又は当社が行うマンションプラス電話契約の解除を受けたことがあるとき。
- (3) 付加機能の提供を請求したマンションプラス電話契約者が本条第2項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
- (4) 付加機能の提供を請求したマンションプラス電話契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
- (5) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

2 当社は、料金表第2（付加機能利用料）に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

第8章 利用中止等

(マンションプラス電話サービスの利用中止)

第31条 当社は、次の場合には、マンションプラス電話サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 特定のマンションプラス電話利用回線から多数の不完了通信（対話者の応答前に通信の発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
 - (3) 第34条（通信利用の制限等）及び第39条（非常事態が発生した場合等における非自動音声通信の利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
 - (4) 第7条（マンションプラス電話サービスの提供区間等）の規定により、サービス提供地域を変更するとき。
- 2 当社は、前2項の規定によりマンションプラス電話サービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことをマンションプラス電話契約者にお知らせします。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 4 当社は、第2項によりマンションプラス電話サービス等の利用中止をした場合、マンションプラス電話契約者本人であることを確認したときは、そのマンションプラス電話契約者に係るマンションプラス電話サービス等の利用中止を解除します。その場合、あらかじめ、解除をする日をマンションプラス電話契約者に通知します。
ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(マンションプラス電話サービスの利用停止)

第32条 当社は、マンションプラス電話契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間（そのマンションプラス電話サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったマンションプラス電話サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務（当社の契約約款等の規定により支払いを要することとなった電気通信サービスに係る料金を含みます。）をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのマンションプラス電話サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、当社が請求したものについては、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき、事業者が請求したものについては、その事業者が定める支払期日を経過してもなお支払いがない旨の通知をその事業者から受けたとき。
- (2) 第62条（利用に係るマンションプラス電話契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 当社の承諾を得ずに、マンションプラス電話利用回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (4) マンションプラス電話利用回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備をマンションプラス電話利用回線から取り外さなかったとき。
- (5) 前各号のほか、この約款又は料金表の規定に反する行為であって、マンションプラス電話サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

- 2 当社は、複数のマンションプラス電話契約を締結しているマンションプラス電話契約者が、そのいずれかのマンションプラス電話契約において、第62条（利用に係るマンションプラス電話契約者の義務）の規定に違反したときは、6ヶ月以内で当社が定める期間、その全てのマンションプラス電話契約に係るマンションプラス電話サービスの利用を停止することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定によりマンションプラス電話サービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間をマンションプラス電話契約者に通知します。
ただし、第1項第2号又は前項の規定によりマンションプラス電話サービスの利用停止をする場合は、この限りではありません。

第9章 通信

第1節 音声通信の区別等

(音声通信の区別等)

第33条 音声通信の区別は、次のとおりとします。

区 別	内 容
自動音声通信	請求者のダイヤル操作により、自動的に対話者に接続される音声通信
非自動音声通信	当社電話交換局の交換取扱者又は外国の交換取扱者を介して、対話者側に接続される国際音声通信

2 非自動音声通信の種別は、第36条（非自動音声通信の種別及び接続の順位）及び料金表第1（基本利用料）に定めるところによります。

第2節 通信利用の制限等

(通信利用の制限等)

第34条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信（非自動音声通信を除きます。以下この条において同じとします。）及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されているマンションプラス電話利用回線であって、当社がそれらの機関との協議により定めたもの以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域への自動音声通信を中止する措置を含みます。）を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記19に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

2 当社は、外国又は特定衛星端末（固定衛星地球局との間に衛星回線を設定することのできる端末設備をいいます。以下同じとします。）との音声通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合は、外国又は特定衛星端末との音声通信の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置を執ることがあります。

3 通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

(通信時間等の制限)

第35条 当社は、音声通信（非自動音声通信を除きます。以下この条において同じとします。）が著しくふくそうするときは、その通信時間又は特定の地域への音声通信の利用を制限することがあります。

(非自動音声通信の種別及び接続の順位)

第36条 非自動音声通信の種別及び接続の順位は、次のとおりとします。

種 別	内 容	接続の順位
非常音声通信	1 海上、陸上、空中及び宇宙空間における人命の安全に関する非自動音声通信 2 世界保健機関の伝染病に関する特別に緊急な非自動音声通信 3 大事故、地震、暴風、台風、火事、洪水、難破その他の災害又は人命救助業務に係る非自動音声通信	1
緊急音声通信	次に掲げる者が行う非自動音声通信並びに国際連合の特権及び免除に関する条約（昭和38年条約第12号）第3条及び専門機関の特権及び免除に関する条約（昭和38年条約第13号）第4条の規定に基づき、国際連合及び専門機関が行う公用の非自動音声通信（以下「官用音声通信」といいます。）であつて、先順位を請求したもの (1) 国の元首 (2) 政府の首長及び政府の一員である者 (3) 陸軍、海軍及び空軍の司令長官 (4) 外交官及び領事官 (5) 国際連合の事務総長及び国際連合の主要機関の長 (6) 国際司法裁判所	2
一般音声通信	非常音声通信及び緊急音声通信以外の非自動音声通信	3

(非自動音声通信における通信時間の制限)

第37条 当社は、非自動音声通信が著しくふくそうするときは、一般音声通信（官用音声通信を除きます。）に限り、その通信時間を制限することがあります。

(非自動音声通信における音声通信の切断)

第38条 当社は、非常音声通信の取扱上必要がある場合は、一般音声通信及び緊急音声通信を切断することがあります。

(非常事態が発生した場合等における非自動音声通信の利用の制限)

第39条 当社は、天災、事変、その他の非常事態の発生、又は電気通信回線設備の障害、その他の事由により、非自動音声通信が著しく遅延し又は遅延するおそれがあるときは、その遅延の程度に応じ、下記の措置を執ることがあります。

- (1) 非常音声通信及び緊急音声通信のほかは、受け付けません。
- (2) 非常音声通信のほかは、受け付けません。

第3節 音声通信の品質

(音声通信の品質)

第40条 音声通信の品質については、端末設備の接続形態等マンションプラス電話サービスの利用形態により変動する場合があります。

第4節 当社又は協定事業者の契約約款等による制約

(当社又は協定事業者の契約約款等による制約)

第41条 マンションプラス電話契約者は、当社又は協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により、マンションプラス電話サービスに係る協定事業者の電気通信回線を使用することができない場合においては、マンションプラス電話サービスに係る通信を行うことはできません。

第5節 通信時間の測定等

(通信時間の測定等)

第42条 通信時間の測定等については、料金表第1(基本利用料)に定めるところによります。

第6節 発信電気通信番号等通知

(発信電気通信番号等通知)

第43条 音声通信については、その発信電気通信番号(その音声通信の発信元に係る電気通信番号をいいます。以下同じとします。)を着信先の当社の契約約款に定める契約者回線又は電気通信回線に係る相互接続点へ通知します。

ただし、次の音声通信については、この限りではありません。

- (1) 音声通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う音声通信
- (2) 料金表第2(付加機能利用料)に規定する特定の付加機能の提供を受けているマンションプラス電話利用回線から行う音声通信(音声通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う音声通信を除きます。)

2 前項にかかわらず、番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして行う音声通信については、下表に定めるところにより、その情報を相手先へ通知します。

ただし、音声通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う音声通信については、この限りではありません。

当社が通知する情報	通知する相手先
発信電気通信番号	着信先の当社の契約約款に定める契約者回線又は電気通信回線に係る相互接続点
発信電気通信番号並びにその音声通信の発信元に係る一般マンションプラス電話契約者の氏名又は名称及び所在地	その緊急通報に関する音声通信の着信のあった警察機関、海上保安機関又は消防機関

3 当社は、前項の場合において情報を相手先へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、第59条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

（注1）マンションプラス電話契約者は、本条の規定等により通知を受けた発信電気通信番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

（注2）本条第1項第2号の「特定の付加機能」は、料金表第2（付加機能利用料）に定める発信電気通信番号非通知サービスとします。

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第44条 当社が提供するマンションプラス電話サービスに係る料金は、基本利用料（料金表第1（基本利用料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）、付加機能利用料（料金表第2（付加機能利用料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）、相互接続番号案内料（料金表第3（相互接続番号案内料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）、手続きに関する料金（料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に定める料金をいいます。以下同じとします。）及びユニバーサルサービス料（料金表第6（ユニバーサルサービス料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）とし、料金表に定めるところによります。

2 当社が提供するマンションプラス電話サービスに係る工事に関する費用は、工事費（料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に定める工事費をいいます。以下同じとします。）とします。

第2節 料金等の支払義務

(定額利用料の支払義務)

第45条 マンションプラス電話契約者（特別マンションプラス電話契約者及び緊急通報用マンションプラス電話契約者を除きます。以下、この章（第4節を除きます）において同じとします。）は、料金表に定める期間について、当社が提供するマンションプラス電話サービス及び付加機能の定額利用料（料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定める料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用停止等によりマンションプラス電話サービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、マンションプラス電話契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、マンションプラス電話契約者は、次の場合を除いて、マンションプラス電話サービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 マンションプラス電話契約者の責めによらない理由により、マンションプラス電話サービスを全く利用できない状態（マンションプラス電話サービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料
2 当社の故意又は重大な過失により、	そのことを当社が知った時刻以後の利用で

そのマンションプラス電話サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	きなかった時間について、その時間に対応する定額利用料
3 サービス提供地域の変更に伴って、マンションプラス電話サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（マンションプラス電話契約者の都合により、マンションプラス電話サービスを利用しなかった場合であって、マンションプラス電話サービスに係る電気通信設備等を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（ユニバーサルサービス料の支払義務）

第46条 マンションプラス電話契約者は、その料金月の末日においてマンションプラス電話サービスの提供を受けている場合、料金表第6（ユニバーサルサービス料）の規定に基づいて算定したユニバーサルサービス料の支払いを要します。

（利用料の支払義務）

第47条 マンションプラス電話契約者は、第42条（通信時間の測定等）の規定により当社が測定した通信時間と料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）の規定とに基づいて算定した利用料（料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定める料金のうち、従量料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

ただし、料金表第2（付加機能利用料）に定める付加機能を利用した通信の利用料について、特段の定めがある場合は、その定めによるものとします。

2 マンションプラス電話契約者は、そのマンションプラス電話利用回線によりマンションプラス電話契約者以外の者が行った通信に係る利用料についても、当社に対し責任を負わなければなりません。

3 マンションプラス電話契約者は、利用料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、当社は、マンションプラス電話契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（相互接続番号案内料の支払義務）

第48条 一般マンションプラス電話契約者は、相互接続番号案内を利用のつど、料金表第3（相互接続番号案内料）に規定する相互接続番号案内料の支払いを要します。

2 一般マンションプラス電話契約者は、そのマンションプラス電話利用回線により一般マンションプラス電話契約者以外の者が行った通信に係る相互接続番号案内料についても、当社に対し責任を負わなければなりません。

（手続きに関する料金の支払義務）

第49条 マンションプラス電話契約者は、マンションプラス電話サービスに係る契約の申込

み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、そのマンションプラス電話利用回線の設置工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

（工事費の支払義務）

第50条 マンションプラス電話契約者は、工事を要する申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にそのマンションプラス電話サービスの解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 マンションプラス電話契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

（料金の計算方法等）

第51条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第52条 マンションプラス電話契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

（延滞利息）

第53条 マンションプラス電話契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第5節 他社接続音声通信の料金の取扱い

（他社接続音声通信の料金の取扱い）

第54条 マンションプラス電話契約者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者が契約

- 約款等に定めるところにより、他社接続音声通信に関する料金の支払いを要します。
- 2 前項の場合において、他社接続音声通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとします。

第6節 協定事業者に係る債権の譲受等

(協定事業者に係る債権の譲受等)

- 第55条 協定事業者と電気通信サービスに係る契約を締結しているマンションプラス電話契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、マンションプラス電話契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するマンションプラス電話サービスの料金とみなして取り扱います。

第11章 保守

(マンションプラス電話契約者の維持責任)

第56条 マンションプラス電話契約者は、そのマンションプラス電話利用回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）に適合するよう維持していただきます。

(マンションプラス電話契約者の切分責任)

第57条 マンションプラス電話契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備がマンションプラス電話利用回線に接続されている場合であって、マンションプラス電話サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、マンションプラス電話契約者から要請があったときは、当社は、マンションプラス電話サービス取扱所において試験を行い、その結果をマンションプラス電話契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により、当社の設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、マンションプラス電話契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、マンションプラス電話契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第58条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第34条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記19に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの

	(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失したマンションプラス電話利用回線について、暫定的にその電気通信番号を変更することがあります。

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第59条 当社は、マンションプラス電話サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由を含みます。）によりその提供を行わなかったときは、そのマンションプラス電話サービスが全く利用できない状態（当該マンションプラス電話契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該マンションプラス電話契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が当該協定事業者の契約約款等に定めるところにより損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 第1項の場合において、当社は、マンションプラス電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該マンションプラス電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1) 料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定める定額利用料

(2) 料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定める利用料（マンションプラス電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。)

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、マンションプラス電話サービスを提供しなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局より外国側又は固定衛星地球局より衛星側の電気通信回線設備における障害であるときは、マンションプラス電話サービスを提供しなかったことにより生じた損害を賠償しません。

4 当社は、マンションプラス電話サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、損害賠償の取扱いに関し、料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(注1) 本条第2項に規定する「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、マンションプラス電話サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金とします。

(注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第60条 当社は、マンションプラス電話サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、マンションプラス電話契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更

を要することとなる場合であっても、その改造又は変更に要する費用については負担しません。

第13章 雑則

(承諾の限界)

第61条 当社は、マンションプラス電話契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をしたマンションプラス電話契約者にお知らせします。

ただし、この約款及び料金表において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(利用に係るマンションプラス電話契約者の義務)

第62条 マンションプラス電話契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社がマンションプラス電話契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 故意に多数の不完了通信を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がマンションプラス電話契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(5) 当社がマンションプラス電話契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(6) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、マンションプラス電話サービスを利用しないこと。

2 マンションプラス電話契約者は、前項の規定に違反してその電気通信設備を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(注) マンションプラス電話サービスについて、この約款の規定に違反する態様で利用されているときは、本条第1項第6号の規定に違反したものとして取り扱います。

(利用上の制限)

第63条 マンションプラス電話契約者は、コールバックサービス（本邦から本邦外へ発信する音声通信を外国から発信する形態に転換することによって音声通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、次の方式のものを利用し、又は他人に利用させる態様で音声通信を行ってはなりません。

区 別	方式の概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して音声通信の請求が行われ、一般マンションプラス電話契約者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式

アンサーサプレッション方式	その提供に際し、当社が音声通信に係る音声通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式
---------------	---

(マンションプラス電話契約者からのマンションプラス電話利用回線の設置場所の提供等)
 第64条 マンションプラス電話契約者からのマンションプラス電話利用回線の設置場所の提供等については、当社が別記4に定めるところによります。

(マンションプラス電話契約者の氏名等の通知)

第65条 当社は、協定事業者から要請があったときは、マンションプラス電話契約者（その協定事業者と電話サービス等を利用するうえで必要な契約をしている者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(電話帳)

第66条 当社は、マンションプラス電話契約者（一般マンションプラス電話契約者（特定事業者を除きます。）及び特別マンションプラス電話契約者に限ります。以下第68条まで、及び別記5から7までにおいて同じとします。）から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、電気通信番号を電話帳（別に定める協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。）に掲載します。

(注) 「別に定める協定事業者」は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

(電話番号案内)

第67条 当社は、マンションプラス電話契約者から請求があったときは、当社が別に定める電気通信番号について、当社が別に定める協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。

(注) 電話帳への掲載を省略されているもの（マンションプラス電話契約者から案内を行ってほしい旨の請求があるものを除きます。）については、電気通信番号の案内は行いません。

(番号情報の提供)

第68条 当社は、当社の番号情報（電話帳掲載又は電話番号案内に必要な情報（第66条（電話帳）及び第67条（電話番号案内）の規定により電話帳掲載又は電話番号案内の請求を行ったマンションプラス電話契約者に係るマンションプラス電話利用回線の情報に限ります。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するために西日本電信電話株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。）に登録します。

2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する西日本電信電話株式会社が、電話帳発行又は電話番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限ります。）に提供します。

(注1) 本条第2項に規定する「当社が別に定める者」は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容されたマン

マンションプラス電話契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

(注2) 本条第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。

(注3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成10年郵政省告示第570号)」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

(注4) 電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に西日本電信電話株式会社が提供します。

(相互接続番号案内)

第69条 一般マンションプラス電話契約者は、そのマンションプラス電話利用回線から相互接続番号案内(相互接続点を介して当社が別に定める協定事業者が提供する電話番号案内に接続し、電話番号案内を利用することをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

(注)「別に定める協定事業者」は、株式会社KDDIエボルバとします。

(協定事業者からの通知)

第70条 マンションプラス電話契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要なマンションプラス電話契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(マンションプラス電話契約者に係る情報の利用)

第71条 当社は、マンションプラス電話契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社又は協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、マンションプラス電話契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行)

第72条 当社は、一般マンションプラス電話契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。)の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスに係る料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社より請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1) その申出をした一般マンションプラス電話契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがないとき。

(2) その一般マンションプラス電話契約者の申出について、協定事業者が承諾するとき。

(3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その一般マンションプラス電話契約者が当社が定める支払期日を超えてもなお支払わないときは、当社は、その一般マンションプラス電話契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

(法令に関する規定)

第73条 マンションプラス電話サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記9から12までに定めるところによります。

(提供条件書)

第73条の2 当社は、この約款のほか、当社が別に定める提供条件書に定めるところにより、一般マンションプラス電話及び付帯サービスを提供します。

(閲覧)

第74条 この約款及び料金表において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

第14章 附帯サービス

(附帯サービス)

第75条 マンションプラス電話サービス等に関する附帯サービスの取扱いについては、別記5から7及び別記14から18に定めるところによります。

別記

1 マンションプラス電話サービスの提供区間

当社のマンションプラス電話サービスは、下表の区間において提供します。

区 分	提 供 区 間
一般マンションプラス電話	(1) マンションプラス電話利用回線の終端相互間 (2) マンションプラス電話利用回線の終端とアクセスポイント、相互接続点又は外国の電気通信事業者とマンションプラス電話網との接続点、船舶局、船舶地球局又は携帯移動地球局との間
特別マンションプラス電話	マンションプラス電話利用回線の終端相互間
緊急通報用マンションプラス電話	マンションプラス電話利用回線の終端相互間

2 マンションプラス電話契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりマンションプラス電話契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行うマンションプラス電話サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 マンションプラス電話契約者の氏名等の変更

- (1) マンションプラス電話契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うマンションプラス電話サービス取扱所に届け出ていただきます。
ただし、その変更があったにもかかわらずマンションプラス電話サービス取扱所に届出がないときは、第15条（当社が行う一般マンションプラス電話契約の解除）、第31条（マンションプラス電話サービスの利用中止）及び第32条（マンションプラス電話サービスの利用停止）その他この約款または料金表に規定する通知については、当社が届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
- (2) マンションプラス電話契約者は、その契約者連絡先電話番号につき、変更、廃止又は携帯電話・PHS番号ポータビリティを伴う当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(WIN)通信サービス契約約款に定めるauサービス若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款に定めるLTEサービスの利用の開始、若しくは解約があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うマンションプラス電話サービス取扱所に届け出ていただきます。
ただし、当社は、その変更があったにもかかわらずマンションプラス電話サービス取扱所にマンションプラス電話契約者からの届出がないことを知ったときは、当該変更、廃止等後の情報に基づいて取り扱うことができるものとします。
- (3) マンションプラス電話契約者は、(1) 又は(2) の届出に関し、当社から請求があ

ったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただきます。

- 4 マンションプラス電話契約者からのマンションプラス電話利用回線の設置場所の提供等
- (1) マンションプラス電話利用回線の終端のある構内又は建物内において、当社がマンションプラス電話利用回線を設置するために必要な場所は、そのマンションプラス電話契約者から提供していただきます。
 - (2) 当社がマンションプラス電話契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、マンションプラス電話契約者から提供していただくことがあります。
 - (3) マンションプラス電話契約者は、マンションプラス電話利用回線の終端のある構内又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 電話帳の普通掲載

- (1) 当社は、マンションプラス電話契約者から請求があったときは、その一般マンションプラス電話契約者に係る当社が別に定める電気通信番号を電話帳に普通掲載として次の事項を掲載します。
 - ア マンションプラス電話契約者又はそのマンションプラス電話契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1
 - イ マンションプラス電話契約者又はそのマンションプラス電話契約者が指定する者の職業（協定事業者が定める職業区分によるものとします。）のうち1
 - ウ マンションプラス電話契約者に係るマンションプラス電話利用回線の終端のある場所（マンションプラス電話契約者又はそのマンションプラス電話契約者が指定する者の住所又は居所による掲載の請求があった場合で、当社がマンションプラス電話契約者に係るマンションプラス電話利用回線の終端の場所による掲載が適当でないとき認めるときは、その請求のあった場所）
- (2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- (3) 当社は、その普通掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。

6 電話帳の掲載省略

- (1) 当社は、5（電話帳の普通掲載）の規定にかかわらず、マンションプラス電話契約者に係るマンションプラス電話利用回線に音声通信の機能を有しない端末設備が接続されている場合であって、5（電話帳の普通掲載）の(1)のアからウに規定する事項に加えてその端末設備の種類について協定事業者が定める記号等を普通掲載として掲載することについてマンションプラス電話契約者の承諾が得られないときは、電話帳への掲載を省略することがあります。
- (2) 当社は、(1)の場合のほか、マンションプラス電話契約者から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

7 電話帳の重複掲載

- (1) 当社は、マンションプラス電話契約者から、普通掲載のほか、5（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。
 - ア 氏名、名称若しくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）又は商品名

による掲載

イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載

- (2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- (3) 当社は、その重複掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。
- (4) 電話等契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に規定する料金の支払いを要します。

8 緊急通報用マンションプラス電話の電気通信番号

緊急通報用マンションプラス電話の電気通信番号は、次のとおりとします。

区 別	電気通信番号
警察機関に提供される緊急通報用マンションプラス電話	110
海上保安機関に提供される緊急通報用マンションプラス電話	118
消防機関に提供される緊急通報用マンションプラス電話	119

9 自営端末設備の接続

- (1) マンションプラス電話契約者は、そのマンションプラス電話契約者に係るマンションプラス電話利用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのマンションプラス電話利用回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第68条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第72条の3第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末設備の機器以外の自営端末設備を接続するときは、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) マンションプラス電話契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者格者証の交付を受けている者（以下「工事担任者」といいます。）に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) マンションプラス電話契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。

(7) マンションプラス電話契約者は、そのマンションプラス電話契約者に係るマンションプラス電話利用回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

10 自営端末設備に異常がある場合等の検査

(1) 当社は、マンションプラス電話利用回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、マンションプラス電話契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合において、マンションプラス電話契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

(2) (1) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(3) (1) の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、マンションプラス電話契約者は、その自営端末設備をマンションプラス電話利用回線から取りはずしていただきます。

11 自営電気通信設備の接続

(1) マンションプラス電話契約者は、そのマンションプラス電話契約者に係るマンションプラス電話利用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのマンションプラス電話利用回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1) の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号の規定による総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2) の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) マンションプラス電話契約者は、工事担任者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、工事担任者規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(6) マンションプラス電話契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1) から(5) までの規定に準じて取り扱います。

(7) マンションプラス電話契約者は、そのマンションプラス電話契約者に係るマンションプラス電話利用回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

12 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

マンションプラス電話利用回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、10（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

13 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第

30号)に適合するよう維持します。

14 天気予報サービス、時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス

(1) 当社は、次により時報サービスを提供します。

区 別	内 容	電気通信番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117

(2) 当社が別に定める協定事業者が提供する天気予報サービスは、次のとおりとします。

区 別	内 容	電気通信番号
天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	177

(3) 当社が別に定める協定事業者が提供する災害用伝言ダイヤルサービスは、次のとおりとします。

区 別	内 容	電気通信番号
災害用伝言ダイヤルサービス	災害が発生した場合等に、協定事業者の定める音声通信について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス	171

(4) 時報サービス及び天気予報サービスは、1の音声通信について、時報又は天気予報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後12分までの間において、その音声通信を打ち切ります。

(注) (2) 及び (3) の「当社が別に定める協定事業者」は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

15 音声通信明細書の発行

当社は、マンションプラス電話契約者から請求があったときは、音声通信明細書を発行します。この場合、一般マンションプラス電話契約者は、音声通信明細書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に規定する発行料の支払いを要します。

16 払込取扱票の発行等

(1) 当社は、マンションプラス電話サービスに係る料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、当社が指定するマンションプラス電話サービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行及びその他必要な取扱いを行います。

(2) 一般マンションプラス電話契約者は、(1)の規定に該当することとなったときは、料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に規定する払込取扱票発行等手数料の支払いを要します。

16の2 窓口払込みの取扱い等

(1) 当社は、一般マンションプラス電話契約者から請求があったときは、当社が指定するマンションプラス電話サービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取扱い、その支払いに係る払込取扱票及び請求書（当社のWEB de 請求書規約に定める書面による請求書をいいます。）の発行並びにその他必要な取扱いを行います。

(2) 一般マンションプラス電話契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第5(附帯サービスに関する料金等)に規定する窓口取扱等手数料の支払いを要します。

ただし、次のいずれかに該当する場合、一般マンションプラス電話契約者は、窓口取扱等手数料に代えて、料金表第5(附帯サービスに関する料金等)に規定する払込取扱票発行等手数料の支払いを要します。

イ その他当社が別に定める条件に該当するとき。

17 支払証明書の発行

(1) 当社は、一般マンションプラス電話契約者から請求があったときは、その一般マンションプラス電話契約者に係る一般マンションプラス電話の支払証明書を発行します。

(2) 一般マンションプラス電話契約者は、支払証明書の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第5(附帯サービスに関する料金等)に規定する料金の支払いを要します。

18 解約時アナウンスの提供

当社は、マンションプラス電話契約を解除しようとするマンションプラス電話契約者から要請があったときは、その解除後の連絡先の電気通信番号(当社が別に定めるものに限ります。)をマンションプラス電話網に登録し、マンションプラス電話契約の解除後3ヶ月間を上限として当社が指定する期間中、その解約前のマンションプラス電話契約に係る電気通信番号に宛てた音声通信がマンションプラス電話網に届いたときは、その音声通信の発信者に宛てて、そのマンションプラス電話契約が解除された旨及びその登録されている連絡先の電気通信番号(連絡先の電気通信番号の登録がないときはそのマンションプラス電話契約が解除された旨のみ)を案内する取扱いを行います。

19 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。))をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(料金等の設定)

- 1 マンションプラス電話サービスに係る利用料は、当社の提供区間と協定事業者又は外国の電気通信事業者の提供区間とを合わせて、当社がこの約款により設定するものとします。
- 2 1の規定にかかわらず、当社の他の契約約款等又は協定事業者若しくは外国の電気通信事業者の契約約款等に規定するところにより、当社又は協定事業者若しくは外国の電気通信事業者が定める料金については、この限りではありません。
(定額利用料の支払を要する期間)
- 3 第45条(定額利用料の支払義務)の規定に基づき定額利用料の支払いを要する期間は、以下のとおりとします。

区 分	支払いを要する期間
基本利用料	そのマンションプラス電話サービスの提供開始日の翌日(以下「課金開始日」といいます。)から起算してマンションプラス電話契約の解除があった日までの期間(提供開始日から課金開始日が属する料金月の末日までの間に解除があった場合はその解除のあった日が属する料金月の初日から末日までの期間)
付加機能利用料	その付加機能の提供を開始した日の翌日が属する料金月の翌料金月の初日(以下「付加機能課金開始日」といいます。)から起算して、その付加機能の廃止があった日又はそのマンションプラス電話契約の解除日までの期間(その付加機能の提供を開始した日から付加機能課金開始日が属する料金月の末日までの間にその付加機能の廃止又はそのマンションプラス電話契約の解除があった場合は、その廃止又は解除のあった日が属する料金月の初日から末日までの期間)

備考

上記のマンションプラス電話サービスの提供開始日は、次のとおりとします。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

区 分	提供を開始する日
ア 第17条(電気通信番号)又は第24条(電気通信番号)に基づき電気通信番号を定める場合において、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく指定電気通信設備との接続に関する契約約款に規定する一般番号ポータビリティ(以下「一般番号ポータビリティ」といいます。)の適用がある場合	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が一般番号ポータビリティに係る工事を実施した日の翌日
イ ア以外の場合	そのマンションプラス電話利用回線の利用があったことを当社が確認した日又は当社がマンションプラス電話契約者に通知したマンションプラス電話サービスの提供開始

<p>予定日から起算して7日が経過することとなる日の翌日のいずれか早い日</p>
--

(料金の計算方法)

- 4 当社は、月額料金（定額利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。）、利用料及びユニバーサルサービス料は、料金月に従って計算します。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。
- 6 当社は、月額料金、利用料及びユニバーサルサービス料については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。ただし、当社が必要と認めるときは、利用料について、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算することがあります。
- 7 当社は、料金その他の計算については、次表に規定するとおりとします。

区 分	計 算 方 法
(1) (2) 以外の料金	この約款に定める税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。
(2) 15のただし書きに掲げる料金	この約款に定める額により行います。

(月額料金の日割)

- 8 月額料金（定額利用料のうち月極のものをいいます。以下同じとします。）の日割りは、次のとおりとします。
- (1) 当社は、次の場合には、月額料金をその利用日数に応じて日割りします。
- ア 料金月の初日以外の日に一般マンションプラス電話の提供の開始があったとき。
 - イ 料金月の末日以外の日に一般マンションプラス電話契約の解除があったとき。
 - ウ ア及びイの場合を除いて、料金月の初日以外の日に月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。
 - エ 第45条（定額利用料の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するとき。
 - オ 起算日の変更があったとき。
- (2) 前号ア及びイの規定にかかわらず、その提供の開始があった日の属する料金月と解除があった日の属する料金月が同一の料金月であるときは、月額料金の日割りを行いません。この場合において、当社は、当該料金月の月額料金の満額を請求します。
- (3) 第1号の規定にかかわらず、付加機能に係る月額料金については、その付加機能の利用日数が1の料金月に満たない料金月においても、この料金表に特段の定めがある場合又は第45条（定額利用料の支払義務）第2項第2号の表の規定が適用される場合を除き、日割りを行いません。
- 9 8の規定による月額料金の日割りは、料金月の日数により行います。この場合において、第45条（定額利用料の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する月額料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

(端数処理)

- 10 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、

その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 11 マンションプラス電話契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 12 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 13 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。
- 14 マンションプラス電話契約者は、料金等の支払方法として、金融機関の預金口座からの自動引落とし又は当社が別に定めるクレジットカードを利用した支払いのいずれかから選択していただきます。

(消費税相当額の加算)

- 15 第45条(定額利用料の支払義務)から第50条(工事費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この約款に定める税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。ただし、外国との音声通信に係るものについては、この限りではありません。

(料金等の臨時減免)

- 16 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款又は料金表の定めにかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のマンションプラス電話サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(料金等の請求)

- 17 マンションプラス電話サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」又はKDDIまとめて請求規約のほか、当社が別に定めるところによります。

第1 基本利用料

1 適用

基本利用料の適用については、約款第45条（定額利用料の支払義務）及び約款第47条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容								
(1) 一般マンションプラス電話に係る基本利用料の算定	一般マンションプラス電話に係る基本利用料は、2（料金額）に規定する定額利用料に、1の音声通信（番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号（110、118又は119に限ります。）をダイヤルして行う音声通信を除きます。）ごとに（3）で測定した通信時間と2（料金額）の規定とに基づいて算定した利用料を加算して算定するものとします。								
(2) マンションプラス電話サービスに係る非自動音声通信の種別	<p>非自動音声通信には、下表の種別があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 一般非自動音声通信</td> <td>特定の対話者、内線電話又は電話番号等に対して請求された本邦発信の音声通信</td> </tr> <tr> <td>② 第1種本邦着信音声通信</td> <td>外国から発信し本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に請求する音声通信</td> </tr> <tr> <td>③ 第2種本邦着信音声通信</td> <td>外国から発信し本邦に着する音声通信のうち、②を除くもの</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	① 一般非自動音声通信	特定の対話者、内線電話又は電話番号等に対して請求された本邦発信の音声通信	② 第1種本邦着信音声通信	外国から発信し本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に請求する音声通信	③ 第2種本邦着信音声通信	外国から発信し本邦に着する音声通信のうち、②を除くもの
種別	内容								
① 一般非自動音声通信	特定の対話者、内線電話又は電話番号等に対して請求された本邦発信の音声通信								
② 第1種本邦着信音声通信	外国から発信し本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に請求する音声通信								
③ 第2種本邦着信音声通信	外国から発信し本邦に着する音声通信のうち、②を除くもの								
(3) マンションプラス電話サービスに係る通信時間の測定等	<p>ア 自動音声通信の通信時間は、双方の電気通信回線を接続して音声通信を利用できる状態にした時刻から起算し、請求者又は対話者による送受話器をかける等の音声通信の終了に係る信号を受けて、その音声通信を利用できない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（協定事業者の機器を含むことがあります。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>イ 非自動音声通信の通信時間は、次表に掲げるその音声通信の開始時刻から終了時刻までの時間とし、当社の機器により測定します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開始時刻</td> <td>請求者の電話設備（音声通信の用に供される端末設備若しくは自営電気通信設備又はそれらに相当するものと当社が認めるものをいいます。以下同じとします。）が対話者等に接続され、当社電話交換局の交換取扱者が、音声通信が利用可能となった旨を請求者に告げた時刻</td> </tr> <tr> <td>終了時刻</td> <td>当社電話交換局の交換設備が請求者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 当社電話交換局が非自動音声通信を接続する場合において、対話者側の電気通信設備が、加入者不在の場合に応答する装置又は不在加入者の代行を業とする者の電話設備に接続されているため、その装置又は代行業者による応答があったときは、請</p>	区分	時刻	開始時刻	請求者の電話設備（音声通信の用に供される端末設備若しくは自営電気通信設備又はそれらに相当するものと当社が認めるものをいいます。以下同じとします。）が対話者等に接続され、当社電話交換局の交換取扱者が、音声通信が利用可能となった旨を請求者に告げた時刻	終了時刻	当社電話交換局の交換設備が請求者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻		
区分	時刻								
開始時刻	請求者の電話設備（音声通信の用に供される端末設備若しくは自営電気通信設備又はそれらに相当するものと当社が認めるものをいいます。以下同じとします。）が対話者等に接続され、当社電話交換局の交換取扱者が、音声通信が利用可能となった旨を請求者に告げた時刻								
終了時刻	当社電話交換局の交換設備が請求者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻								

	<p>求者が音声通信を行うことを希望する場合に限ってその接続を行います。</p> <p>ウ 次の時間は、ア又はイの通信時間に含みません。</p> <p>(ア) 回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責任によらない理由により、音声通信の途中に一時音声通信ができなかった時間</p> <p>(イ) 回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責任によらない理由により、音声通信を打ち切ったときは、2（料金額）に規定する秒数又は当該秒数に満たない端数の通信時間</p> <p>エ ウの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、通信時間の調整は行いません。</p> <p>(ア) 音声通信以外の通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその通信ができなかったとき。 ただし、音声通信ができない状態であったときは、この限りではありません。</p> <p>(イ) マンションプラス利用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのマンションプラス電話利用回線に当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続し、音声通信が行われた場合において、その接続を原因とする伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。</p> <p>(ウ) 地下駐車場、トンネル、ビルの陰、山間部等電波の伝わりにくいところで音声通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。</p> <p>オ ウ及びエに定めるほか、当社は、請求者から電気通信設備の障害、業務上の過誤その他請求者又は対話者の責めによらない理由により、音声通信に中断があった旨の申告を受けたときは、次のとおり取り扱います。</p> <p>(ア) 自動音声通信について、中断の申告を受けたときはその通信時間を、ウ及びエの規定に従って調整します。</p> <p>(イ) 非自動音声通信について、中断の申告を受けたときは、当社電話交換局は、速やかに再接続を試み、エ及びオの規定に従って通信時間を調整します。</p> <p>カ オに規定する中断の場合において、請求者及び対話者の責めによらない理由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社は、その音声通信に係る請求書の発行日から起算して6ヶ月以内に限り、申告に応じ、調整すべき通信時間に対応する利用料を減額し、又は返還します。</p>
<p>(4) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料</p>

	<p>が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) イの「当社が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(ア) 過去2ヶ月以上の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(イ) 過去2ヶ月間の実績を把握することができない場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低いものの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
(5) 利用料の特別取扱い	<p>マンションプラス電話契約者は、第47条（利用料の支払義務）の規定にかかわらず、マンションプラン電話利用回線から電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにマンションプラス電話サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものの音声通信について、利用料の支払いを要しません。</p>
(6) 削除	<p>削除</p>
(7) 「KDDIまとめ請求」による料金の支払いを選択した場合における利用料の減額（auまとめトーク）	<p>ア 当社は、その料金月の当社が別に定める日において、マンションプラス電話利用回線について、（ア）に定める割引判定条件のすべてを満たすことを条件に、（イ）に定める割引対象に係る料金等のうち（ウ）に定める割引額を減額することとします。</p> <p>(ア) 割引判定条件</p> <p>① そのマンションプラス電話サービスの料金その他の債務について、KDDIまとめ請求の適用を受けていること。</p> <p>② 料金表第1（基本利用料）2（料金額）に定める利用料の請求があること。</p> <p>③ そのマンションプラス電話利用回線に係るKDDIまとめ請求の対象として、当社又は沖縄セルラー電話株式会社のau（WIN）通信サービス契約約款に定めるauサービス若しくはauモジュール（第3種auモジュールを除きます。）又はau（LTE）通信サービス契約約款に定めるLTEサービスであって、それぞれの契約約款に基づき利用を停止されていないものが含まれること。</p> <p>(イ) 割引対象に係る料金等</p> <p>料金表第1（基本利用料）2（料金額）に定める利用料</p> <p>(ウ) 割引額</p> <p>① 一般マンションプラス電話のマンションプラス電話利用回線及び当社が別に定める当社の電気通信サービスの電気通信回線への音声通信（協定事業者の設置した交換設備を経由したものを除きます。）、沖縄セルラー電話株式会社のFTTH</p>

サービス契約約款に定めるF T T H電話サービスのF T T H
接続回線への音声通信並びに協定事業者の電気通信サービス
(当社が別に定めるものに限ります。)の電気通信回線への音
声通信に関する利用料を当該料金月単に累積した月間累積
利用料

② 当社が別に定める電気通信番号への音声通信(その電気通
信番号に係る電気通信事業者が当社であるものに限ります。
)に関する利用料を当該料金月単に累積した月間累積利用
料

③ 当社及び沖縄セルラー電話株式会社のa u (W I N) 通信
サービス契約約款に定めるa uサービス及びプリペイド電話
並びにa u (L T E) 通信サービス契約約款に定めるL T E
サービスの契約者回線への音声通信に関する利用料を当該料
金月単に累積した月間累積利用料

④ 当社のペーパーレスF A X等提供サービス契約約款に定め
るペーパーレスF A X等提供サービスのペーパーレスF A X
回線(同契約約款第13条に規定する電気通信番号に係る電気
通信回線をいいます。以下同じとします。)への音声通信及
び電話サービス等契約約款に定める電話会議サービスに係る
電気通信回線への音声通信(当社が別に定める電気通信番号
をダイヤルして行うものに限ります。)に関する利用料を当
該料金月単に累積した月間累積利用料

イ 当社は、アに規定する条件を満たさなくなつたときは、アの取
扱いを終了するものとします。

2 料金額

(1) 定額利用料

1 マンションプラス電話利用回線ごとに月額

区分	料金額
マンションプラス電話	税抜額1,330円

(2) 利用料

ア イ及びウ以外のもの

(ア) (イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び(カ)以外のもの

区分	料金額 (3分までごとに)
利用料	税抜額8円

(イ) 携帯電話サービスに係る電気通信回線へのもの

区分	料金額 (1分までごとに)
当社又は沖縄セルラー電話株式会社に係るもの	税抜額15.5円
上記以外のもの	税抜額16円

(ウ) PHSサービスに係る電気通信回線へのもの

区分	料金額	
利用料	1の通信ごとに 上欄に定める利用料のほか	税抜額10円
	60秒までごとに	税抜額10円

(エ) 削除

(オ) 別記14(3)に定める電気通信番号に係るもの

区分	料金額 (1分までごとに)
利用料	税抜額8円

(カ) 番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号に係るもの

区分	料金額	
利用料	1の通信ごとに 上欄に定める利用料のほか	税抜額40円
	40秒までごとに	税抜額10円

(注) 番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号とは、020で始まるものとします。

イ 外国との音声通信に係るもの

(ア) 自動音声通信（外国への発信に係るものに限ります。）

利用料

区分	料金額 (1分までごとに)
アジア1	30円
アジア2	30円
アジア3	45円
アジア4	63円
アジア5	72円
アジア6	77円
アジア7	105円
アジア8	107円
アジア9	113円
アジア10	127円
アジア11	130円
アジア12	153円
アジア13	159円
アジア14	213円
アジア15	227円
アジア16	35円
アジア17	60円
アフリカ1	128円
アフリカ2	180円
アフリカ3	257円
アメリカ1	9円
アメリカ2	15円
アメリカ3	78円
アメリカ4	157円
アメリカ5	113円
アメリカ6	159円
アメリカ7	30円
アメリカ8	105円
アメリカ9	115円
アメリカ10	230円
オセアニア1	57円
オセアニア2	9円
オセアニア3	50円
オセアニア4	72円
オセアニア5	80円
オセアニア6	112円
オセアニア7	160円
ヨーロッパ1	20円
ヨーロッパ2	42円

ヨーロッパ3	92円
ヨーロッパ4	102円
ヨーロッパ5	142円
ヨーロッパ6	203円
備考 各区分における取扱地域等は、別表に定めるところによります。	

(イ) 非自動音声通信に係るもの

区 分	料金額	
	最初の3分まで	超過1分までごとに
非自動音声通信	2,160円	460円
備考		
1 非自動音声通信における取扱地域等は、別表に定めるところによります。		
2 第2種本邦着信音声通信の利用料は、当社の電話サービス等契約約款に規定するカテゴリーIに係る第1種一般電話等契約に係る第2種本邦着信通話の通話料と同額とします。		

ウ 特定衛星端末との音声通信に係るもの

(ア) 自動音声通信（特定衛星端末への発信に係るものに限ります。）

利用料

区分	料金額 (1分までごとに)
特定衛星端末1	273円
特定衛星端末2	378円
特定衛星端末6	210円
特定衛星端末7	686円
備考 各区分における取扱地域等は、別表に定めるところによります。	
(注) 外国へ発信する音声通信（その音声通信の料金を着信者側で支払うことを条件として行われる通信に限ります。）の料金は、着信側事業者の定めるところによります。	

(イ) 非自動音声通信

区 分	料金額	
	最初の3分まで	超過1分までごとに
非自動音声通信	2,160円	460円
備考		
1 非自動音声通信における取扱地域等は、別表に定めるところによります。		
2 第2種本邦着信音声通信の利用料は、当社の電話サービス等契約約款に規定するカテゴリーIに係る第1種一般電話等契約に係る第2種本邦着信通話の通話料と同額とします。		

第2 付加機能利用料

1 適用

付加機能利用料の適用については、約款第45条（定額利用料の支払義務）及び約款第47条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容
（1）複数の付加機能の提供を受けることを条件とする付加機能利用料の適用（電話オプションパック）	<p>一般マンションプラス電話契約者から請求があった場合、その料金月の初日において、1のマンションプラス電話契約について、次表に定める付加機能のうち、異なる2以上の付加機能の提供を受けている場合、その1のマンションプラス電話契約に係る付加機能利用料の合計額について、2（料金額）の規定にかかわらず、税抜額500円を適用します。</p> <p>割込通話サービス、発信電気通信番号表示サービス、発信電気通信番号通知要請サービス、発信電気通信番号通信中表示サービス、着信転送サービス</p>

2 料金額

区	分	単	位	料	金	額
ア	本サービスの利用の請求をしたマンションプラス電話契約者に係るマンションプラス電話利用回線から行う音声通信（番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号110、118又は119に限ります。）をダイヤルして行う音声通信その他当社が別に定める方法により行う音声通信を除きます。）について、そのマンションプラス電話契約に係る電気通信番号を着信先へ通知しないようにするもの	—		—		
	備考					
	（ア）本サービスは、マンションプラス電話契約者（緊急通報用マンションプラス電話契約者を除きます。）に限り提供します。					
	（イ）本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。					

イ 発信電気通信番号表示サービス	<p>本サービスの利用の請求をしたマンションプラス電話契約者がそのマンションプラス電話契約に係るマンションプラス電話利用回線へ通知される発信電気通信番号を表示することができるもの (サービス名：発信番号表示)</p>	1マンションプラス電話利用回線ごとに月額	税抜額400円
備考	<p>(ア) 本サービスは、一般マンションプラス電話契約者に限り提供します。 (イ) 当社は、本サービスを利用しているマンションプラス電話契約者（以下「電気通信番号表示サービス利用者」といいます。）から請求があったときは、以下この表のウ欄又はク欄に掲げる追加サービスを提供します。 (ウ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		
ウ 発信電気通信番号通知要請サービス	<p>マンションプラス電話契約に係るマンションプラス電話利用回線へ発信電気通信番号が通知されない通信に対して、その発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答するもの (サービス名：番号通知リクエスト)</p>	1マンションプラス電話利用回線ごとに月額	税抜額200円
備考	<p>(ア) 本サービスは、電気通信番号表示サービス利用者により提供します。 (イ) 当社は、発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。 (ウ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		
エ 迷惑電話拒絶サービス	<p>本サービスの利用の請求をしたマンションプラス電話契約者が自営端末設備からの登録操作等により、あらかじめ指定した特定の電気通信番号からの着信に対して、おことわりする旨の案内により自動的に応答するもの (サービス名：迷惑電話撃退)</p>	1マンションプラス電話利用回線ごとに月額	税抜額700円
備考	<p>(ア) 本サービスは、一般マンションプラス電話契約者に限り提供します。 (イ) 本サービスの利用の請求をしたマンションプラス電話契約者は、当社が別に定めるところにより、あらかじめ、特定の電気通信番号を指定していただきます。 (ウ) 当社は、おことわりする旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。 (エ) 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 (オ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		

オ 割込通話サービス	通信中に他から着信があることを知らせ、そのマンションプラス電話利用回線に接続されているフックボタン等の操作により、現に通信中の通信を保留し、その着信に応答して音声通信を行った後再び保留中の音声通信を行うことができるようにするもの (サービス名：割込通話)	1マンションプラス電話利用回線ごとに月額	税抜額300円
	備考 (ア) 本サービスは、一般マンションプラス電話契約者に限り提供します。 (イ) 当社は、本サービスを利用しているマンションプラス電話契約者（以下「電気通信番号表示サービス利用者」といいます。）から請求があったときは、以下この表のク欄に掲げる追加サービスを提供します。 (ウ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
カ 特定音声通信発信規制サービス	本サービスの利用の請求をしたマンションプラス電話契約者がそのマンションプラス電話契約に係るマンションプラス電話利用回線から発信する、当社が別に定める音声通信を行うことができないようにするもの	—	—
	備考 (ア) 本サービスは、一般マンションプラス電話契約者に限り提供します。 (イ) 当社は、そのマンションプラス電話契約に係る電気通信番号が変更となった場合は、本サービスを廃止したものと取り扱います。 (ウ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
キ 発信電気通信番号通信中表示サービス	マンションプラス電話契約（割込通話サービスを利用しているものに限ります。）に係るマンションプラス電話利用回線へ通知される電気通信番号を通信中に表示することができるもの (サービス名：割込番号表示)	1マンションプラス電話契約ごとに月額	税抜額100円
	備考 (ア) 本サービスは、割込通話サービスを利用している電気通信番号表示サービス利用者だけに限り提供します。 (イ) 本サービスを利用する場合、通信の利用状況によっては、電気通信番号を表示できない場合があります。 (ウ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		

ク	この機能を利用するマンションプラス電話契約者の電気通信番号において、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく指定電気通信設備との接続に関する契約約款に規定する一般番号ポータビリティを利用することができるようにするもの	—	—
備考	<p>(ア) 本サービスは、マンションプラス電話契約者（緊急通報用マンションプラス電話契約者を除きます。）に限り提供します。</p> <p>(イ) 当社は、マンションプラス電話契約者がマンションプラス電話利用回線の終端の場所を変更した場合には、この機能を廃止します。</p> <p>(ウ) 協定事業者の定めるところによりこの機能の提供を行うことが困難である場合には、当社は、この機能の提供を行わないことがあります。</p>		
ケ	マンションプラス電話契約に係るマンションプラス電話利用回線に着信する音声通信を、自動的に他の電気通信回線（当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）に転送することができる機能 (サービス名：着信転送)	1マンションプラス電話利用回線ごとに月額	税抜額500円
備考	<p>(ア) 本サービスは、一般マンションプラス電話契約者に限り提供します。</p> <p>(イ) 他の電気通信回線から転送されて、本サービスが適用されているマンションプラス電話利用回線に着信する音声通信を、他の電気通信回線へ転送することはできません。</p> <p>(ウ) 電気通信番号通知要請サービス又は迷惑電話拒絶サービスが適用されている場合は、両サービスの処理が本サービスの処理より優先します。</p> <p>(エ) 本サービスに係る音声通信については、発信者から本サービスを利用しているマンションプラス電話利用回線への音声通信と本サービスを利用しているマンションプラス電話利用回線から転送先の契約者回線等への音声通信の2の音声通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して音声通信ができる状態となった時刻に双方の音声通信ができる状態になったものとして測定することとします。</p> <p>(オ) 本サービスを利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証できないことがあります。</p> <p>(カ) 本サービスを利用する場合、発信者の電気通信番号が転送先に通知される場合があります。</p> <p>(キ) 当社は、本サービスに係る転送先から、その転送される音声通信について間違い電話のため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p>		

	<p>(ク) 利用の一時中断に係るマンションプラス電話利用回線に本サービスを提供している場合であって、そのマンションプラス電話利用回線の設置場所の利用について家主等から異議の申立があり当社が必要と認めるときは、契約者にそのマンションプラス電話利用回線の設置場所を変更していただくものとし、契約者がその設置場所を変更しない場合は、当社は、本サービスの利用を廃止することがあります。</p> <p>(ケ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(コ) 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		
コ K D D I 電 話 a u で 着 信 確 認 サ ー ビ ス	<p>本サービスの利用の請求をしたマンションプラス電話契約者に係るマンションプラス電話利用回線への着信に係る情報（以下この欄において「着信情報」といいます。）を、当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(WIN)通信サービス契約約款に定めるauサービス（auパケットを除きます。）若しくはプリペイド電話の契約者回線、当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款に定めるLTEサービス（LTEデュアルに限ります。）の契約者回線又はMVNO事業者（当社が提供するau通信サービスを利用して、そのサービスと同等の電気通信サービスを提供する電気通信事業者（その電気通信サービスの提供に係る無線局を自ら開設しかつ運用していない者であって、当社が別にさだめるものに限ります。以下同じとします。）が提供するその電気通信サービスに係る電気通信回線（以下この欄において「au回線等」といいます。）に通知する機能 （サービス名：KDDI電話 auで着信確認サービス）</p>	—	—
備考	<p>(ア) 本サービスの利用を請求したマンションプラス電話契約者は、着信情報を通知するau回線等に係る電話番号（当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(WIN)通信サービス契約約款、当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款又はMVNO事業者のその電気通信サービスに係る契約約款に定めるものをいいます。）を、あらかじめ当社に届け出ていただきます。</p> <p>(イ) 着信情報とは次のとおりとします。</p> <p>① 本サービスの利用の請求をしたマンションプラス電話契約者に係るマンションプラス電話利用回線に発信した発信者電気通信番号</p> <p>② 着信日時</p> <p>③ 着信時の状態（応答、無応答、話中又は転送の旨をいいます。）</p> <p>(ウ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		

第3 相互接続番号案内料

1 適用

相互接続番号案内料の適用については、第48条（相互接続番号案内料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) 相互接続番号案内料の適用	相互接続番号案内料は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。
(2) 相互接続番号案内料の免除等の取扱い	相互接続番号案内料の免除に係る取扱い及び相互接続番号案内料の支払いを要しない場合の取扱いについては、協定事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。
(3) その他の取扱い	相互接続番号案内料に係るその他の取扱いについては、利用料に準じて取り扱います。

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
相互接続番号案内料	1 相互接続番号ごと	税抜額200円

第4 手続きに関する料金及び工事費

1 適用

マンションプラス電話サービスに係る手続きに関する料金及び工事費の適用については、第49条（手続きに関する料金の支払義務）又は第50条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金及び工事費の適用	
(1) 契約料の適用	契約料は、マンションプラス電話契約の締結に係る手続きを行う場合に適用します。
(2) 回線終端装置設置工事費の適用	回線終端装置設置工事は、マンションプラス電話契約者の請求により、回線終端装置の設置（当社が別に定めるものに限り、）を行う場合に適用します。
(3) 電気通信番号変更工事費の適用	電気通信番号工事費は、マンションプラス電話契約者からの請求により、電気通信番号の変更を行う場合に適用します。

2 料金額

(1) 契約料

区分	単位	料金額
手続きに関する料金	1の一般マンションプラス電話契約ごとに	税抜額3,000円

(2) 回線終端装置工事費

区分	単位	工事費の額
工事費	1の工事ごとに	税抜額6,800円

(3) 電気通信番号変更工事費

区分	単位	工事費の額
工事費	1の工事ごとに	税抜額2,000円

第5 附帯サービスに関する料金等

1 重複掲載料

(1) 適用

重複掲載料の適用については、別記7（重複掲載料）の規定のとおりとします。

(2) 料金額

区分	単位	料金額
重複掲載料	1掲載ごとに年額	税抜額500円

2 音声通信明細書の発行料

(1) 適用

音声通信明細書の発行料の適用については、別記15（音声通信明細書の発行）の規定のとおりとします。

(2) 料金額

区分	単位	料金額
発行料	1発行ごとに	税抜額100円

3 払込取扱票の発行等手数料

(1) 適用

払込取扱票の発行等手数料の適用については、別記16（払込取扱票の発行等）の規定によるほか、次のとおりとします。

払込取扱票の発行等手数料の適用	
払込取扱票の発行等手数料の適用	<p>一般マンションプラス電話契約者は、そのマンションプラス電話利用回線について、以下のいずれかに該当する場合、（2）（料金額）の規定にかかわらず、払込取扱票発行等手数料の支払いを要しません。</p> <p>ア その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。</p> <p>イ その他当社が別に定める条件に該当するとき。</p>

(2) 料金額

区分	単位	料金額
払込取扱票発行等手数料 （窓口支払手数料）	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額100円

3の2 窓口取扱等手数料

(1) 適用

窓口取扱等手数料の適用については、別記16の2（窓口払込みの取扱い等）の規定のとおりとします。

(2) 料金額

区分	単位	料金額
----	----	-----

窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票及び請求書の発行 1 回ごとに	税抜額300円
-----------------------	-------------------------	---------

4 支払証明書の発行手数料

(1) 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記17（支払証明書の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

支払証明書の発行 手数料の適用	一般マンションプラス電話契約者は、(2)（料金額）の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
--------------------	---

(2) 料金額

区分	単位	料金額
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行 1 回ごとに	税抜額400円

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

第6 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第46条（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	ア ユニバーサルサービス料は1のマンションプラス電話契約に係る電気通信番号ごとに適用します。 イ ユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。 ウ その料金月の末日に一般マンションプラス電話サービスの提供の開始があったとき、一般マンションプラス電話契約の解除があったとき又は接続休止をしているときは、第46条の規定にかかわらず、その料金月におけるユニバーサルサービス料の支払いを要しません。 エ ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。
----------------	---

2 料金額

区分	単位	料金額
ユニバーサルサービス料	1の電気通信番号ごとに月額	税抜額2円

別表 外国又は特定衛星端末との音声通信に係る取扱地域等

(1) 自動音声通信に係るもの

区分	取扱地域
アジア 1	大韓民国、シンガポール共和国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、香港
アジア 2	台湾
アジア 3	インドネシア共和国、タイ王国
アジア 4	ブルネイ・ダルサラーム国
アジア 5	マカオ
アジア 6	モンゴル国
アジア 7	インド
アジア 8	スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、モルディブ共和国、ラオス人民民主共和国
アジア 9	アラブ首長国連邦、イスラエル国、オマーン、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、ヨルダン・ハシェミット王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、レバノン共和国
アジア 10	東ティモール
アジア 11	朝鮮民主主義人民共和国
アジア 12	カンボジア王国、ミャンマー連邦共和国
アジア 13	イエメン共和国
アジア 14	アフガニスタン・イスラム共和国
アジア 15	イラク共和国、イラン・イスラム共和国
アジア 16	フィリピン共和国
アジア 17	マレーシア
アフリカ 1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ケニア共和国、コモロ連合、ザンビア共和国、ジブチ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、中央アフリカ共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マラウイ共和国、マリ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン
アフリカ 2	アセンション島、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ギニア共和国、コートジボワール共和国、シエラレオネ共和国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、マダガスカル共和国
アフリカ 3	ギニアビサウ共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ

	・プリンシペ民主共和国、チャド共和国
アメリカ 1	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）、アラスカ
アメリカ 2	カナダ
アメリカ 3	サンピエール島・ミクロン島、メキシコ合衆国
アメリカ 4	トリニダードトバゴ共和国、バミューダ諸島
アメリカ 5	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、キューバ共和国、グアデルーペ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、ハイチ共和国、バルバドス、プエルト・リーコ、米領ヴァージン諸島、マルティニク、モンセラット
アメリカ 6	バハマ国
アメリカ 7	ブラジル連邦共和国
アメリカ 8	ペルー共和国
アメリカ 9	アルゼンチン共和国、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、ガイアナ共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、チリ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国
アメリカ 10	フォークランド諸島
オセアニア 1	グアム、サイパン
オセアニア 2	ハワイ
オセアニア 3	オーストラリア
オセアニア 4	クリスマス島、ココス・キーリング諸島、ニュージーランド
オセアニア 5	ノーフォーク島、パプアニューギニア共和国、米領サモア、ミクロネシア連邦
オセアニア 6	マーシャル諸島共和国
オセアニア 7	バヌアツ共和国、キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、サモア独立国、ニウエ、ニュー・カレドニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア
ヨーロッパ 1	グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国
ヨーロッパ 2	アンドラ公国、モナコ公国
ヨーロッパ 3	アイスランド共和国、アイルランド、アゾールス諸島、イタリア共和国、バチカン市国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国

ヨーロッパ4	アゼルバイジャン共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、ジョージア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦	
ヨーロッパ5	コソボ共和国、トルクメニスタン、セルビア共和国、モンテネグロ共和国	
ヨーロッパ6	アルバニア共和国、アルメニア共和国、キルギス共和国	
特定衛星端末	特定衛星端末1	スラーヤー
	特定衛星端末2	イリジウム
	特定衛星端末6	インマルサットF型、インマルサットBGAN型、インマルサットFB型
	特定衛星端末7	インマルサットF型（64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。）、インマルサットBGAN型（64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。）、インマルサットFB型（64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。）

(2) 非自動音声通信に係るもの

区分	取扱地域
アジア 1	【大韓民国】
アジア 2	【香港】、【マカオ】
アジア 3	【中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）】
アジア 4	【台湾】
アジア 5	【シンガポール共和国】
アジア 6	【フィリピン共和国】
アジア 7	【インドネシア共和国】、【タイ王国】、【ブルネイ・ダルサラーム国】、【マレーシア】、東ティモール
アジア 8	【カンボジア王国】、【ベトナム社会主義共和国】、ミャンマー連邦共和国、【モンゴル国】、【ラオス人民民主共和国】
アジア 9	朝鮮民主主義人民共和国
アジア 10	【インド】
アジア 11	【スリランカ民主社会主義共和国】、【ネパール王国】、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、モルディブ共和国
アジア 12	【アラブ首長国連邦】、イエメン共和国、イスラエル国、【イラク共和国】、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、【バーレーン国】、【ヨルダン・ハシェミット王国】、レバノン共和国
アジア 13	アフガニスタン・イスラム共和国
アフリカ 1	アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、【エジプト・アラブ共和国】、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニア・ビサウ共和国、ギニア共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、【南アフリカ共和国】、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン、マイヨット島
アフリカ 2	ディエゴ・ガルシア
アフリカ 3	西サハラ
アメリカ 1	【アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）】、【アラ

	スカ】
アメリカ2	【カナダ】
アメリカ3	サンピエール島・ミクロン島、バミューダ諸島、【メキシコ合衆国】
アメリカ4	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、キューバ共和国、グァデルーペ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ジャマイカ、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネイビス、セント・ルシア、タークス及びカイコス諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダードトバゴ共和国、ハイチ 共和国、バハマ国、バルバドス、【プエルト・リーコ】、【米領ヴァージン諸島】、マルティニク、モンセラット
アメリカ5	エルサルバドル共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、ベリーズ、ホンジュラス共和国
アメリカ6	ブラジル連邦共和国
アメリカ7	【ペルー共和国】
アメリカ8	【アルゼンチン共和国】、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、ガイアナ共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、【チリ共和国】、パラグアイ共和国、フォークランド諸島、フランス領ギアナ、【ベネズエラ・ボリバル共和国】、【ボリビア共和国】
オセアニア1	【グアム】、【サイパン】
オセアニア2	【ハワイ】
オセアニア3	【オーストラリア】
オセアニア4	【ニュージーランド】
オセアニア5	キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニュー・カレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア共和国、パラオ共和国、バヌアツ共和国、【フィジー共和国】、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦
オセアニア6	【クリスマス島】、【ココス・キーリング諸島】
オセアニア7	ウェーク島、ミッドウェー島
ヨーロッパ1	【グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国】
ヨーロッパ2	アンドラ公国、【ドイツ連邦共和国】、【フランス共和国】、【モナコ公国】
ヨーロッパ3	【イタリア共和国】、【オランダ王国】、【サンマリノ共和国】、【バチカン市国】、【スイス連邦】、【ベルギー王国】、【リヒテンシュタイン公国】、【ルクセンブルク大公国】
ヨーロッパ4	アイスランド共和国、【アイルランド】、【アゾールス諸島】、【オーストリア共和国】、【カナリア諸島】、【ギリシャ共和国】、グリーンランド、ジブラルタル、スウェーデン王国、【スペイン】、【スペイン領北アフリカ】、【デンマーク王国】、トルコ共和国、【ノルウェー王国】、フェロー諸島、【フィンランド共和国】、【ポルトガル共和国】、【マディラ諸島】、マルタ共和国
ヨーロッパ5	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、

		ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、ジョージア、クロアチア共和国、コソボ共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、モンテネグロ共和国、タジキスタン共和国、【チェコ共和国】、トルクメニスタン、【ハンガリー共和国】、【ブルガリア共和国】、ベラルーシ共和国、【ポーランド共和国】、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、【ルーマニア】、【ロシア連邦】
特定衛星端末	特定衛星端末 1	スラーヤー
	特定衛星端末 2	イリジウム
	特定衛星端末 5	インマルサットF型（64 kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。）、インマルサットBGAN型（64 kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。）、インマルサットFB型（64 kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。）
	特定衛星端末 6	インマルサットF型
	特定衛星端末 7	インマルサットBGAN型、インマルサットFB型
備考 【 】は第1種本邦着信音声通信の取扱地域		

附 則

(実施期日)

この約款は、平成25年1月30日から実施します。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成25年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施時期)

この改正規定は、平成25年11月25日から実施します。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成25年12月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

- 1 この改正規定は、平成26年5月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

- 1 この改正規定は、平成26年11月5日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料

金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年2月24日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年11月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成28年2月29日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成28年3月18日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、平成28年4月1日から平成28年6月30日までの期間に限り、この改正規定（料金表第1（基本利用料）1（適用）(6)の改正に係る部分に限り。）による改正前の約款の規定を適用する取扱いを行います。
- 3 前項に定めるほか、この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。

2 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成28年11月1日から実施します。

(附則の改正)

2 平成28年7月1日付附則第2項を「削除」に改めます。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

この改正規定は、平成28年12月1日から実施します。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成29年2月11日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年2月16日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年5月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年12月1日から実施します。